

指定給水装置工事事業者の指定・ 変更及び更新に関する事務手引き

<目次>

1 指定給水装置工事事業者制度	
(1) 指定給水装置工事事業者とは	2
(2) 指定給水装置工事事業者の責務	2
2 指定の申請に関する手続きについて	
(1) 指定の申請について	3
(2) 申請事項	4
(3) 指定の基準	4
(4) 指定の手続きの流れ	5
(5) 留意事項	6
3 指定後に必要な手続きについて	
(1) 給水装置工事主任技術者の選任・解任について	7
(2) 指定事項の変更	8
(3) 指定の更新	9
(4) 指定の失効	12
4 廃止・休止・再開	
(1) 廃止・休止	13
(2) 再開	15
5 事業者証の再交付	15
6 指定の取消し	15
7 申請書の記載例	18

1 指定給水装置工事事業者制度

(1) 指定給水装置工事事業者とは・・・水道法第16条の2

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（かずさ水道広域連合企業団）の給水区域において、給水装置工事を適正に施工することできると認められ、指定を受ける者（以下「指定工事事業者」という。）をいいます。

水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道法第25条の2、水道法施行規則第18条及び第19条に記載されている必要事項を記載した申請書を広域連合企業長に提出する必要があります。

(2) 指定給水装置工事事業者の責務・・・水道法第25条の8、水道法施行規則第36条

給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- ① 給水装置工事ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して以下の職務を行う者を指名すること。
- ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- ③ 上記の工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- ④ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。

- (a) 法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - (b) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥ 施工した給水装置工事ごとに、指定した給水装置工事主任技術者に次の事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
- (a) 施主の指名又は名称
 - (b) 施行の場所
 - (c) 施行完了年月日
 - (d) 給水装置工事主任技術者の氏名
 - (e) 竣工図
 - (f) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - (g) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、法第25条の4第3項第3号に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果

2 指定の申請に関する手続きについて

(1) 指定の申請について

かずさ水道広域連合企業団の給水区域内において、新たに給水装置工事事業者の指定を受けようとする時は、かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長あてに指定の申請をしてください。

「(3) 指定の基準」に適合していれば、指定を受けることができます。

- 住所及び事業所の所在地が給水区域内にない場合でも、指定を受けることができます。
- 指定の有効期間は、指定の日から5年間です。

(2) 申請事項・・・水道法第25条の2、水道法施行規則第19条

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② かずさ水道広域連合企業団の給水区域について給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- ③ 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数

(3) 指定の基準・・・水道法第25条の3、水道法施行規則第20条、第20条の2

- ① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- ② 次に掲げる機械器具を有していること。
 - 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること
 - (a) 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (b) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (c) 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - (d) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (e) 法人であって、その役員のうち(a)から(d)までのいずれかに該当する者がある

もの

(4) 指定の手続きの流れ

① 申請手数料

50,000円

② 申請書提出場所

〒292-0834 千葉県木更津市潮見二丁目8番地

かずさ水道広域連合企業団 本庁舎2階 工務課 給水装置班

③ 受付時期

随時受付

④ 提出書類

別添「指定申請書添付書類一覧表」のとおり

⑤ 審査

提出いただいた書類が水道法及び水道法施行規則に定める「指定の基準」に適合しているかを審査します。

※ 書類審査は不備のない書類を提出してから、約2週間の審査期間をいただいております。

⑥ 承認

承認されたら、当企業団より指定の通知および納入通知書を発行しますので、事業者証交付日までに取扱金融機関で納入してください。

⑦ 事業者証交付

指定給水装置工事事業者証の交付と簡易な説明会を実施します。事業者証の交付場所は本庁舎2階になります。

- 事業者証交付の際、申請手数料が納入されているかを確認しますので、納入通知書（控）をご持参ください。
- 30分程度で簡易な説明会を実施いたします。ご来所の際は、給水装置工事主任技術者または給水装置工事に精通した方のご出席が望ましいです。遠方の事業者様からの申請についても、説明会は可能な限り実施させていただきます。

⑧ 告示

事業者証交付後は、当企業団の掲示板にて指定の告示とホームページにて事業者情報を掲載いたします。

(5) 留意事項

① 申請者が個人営業主の場合

申請書の氏名又は名称欄に「〇〇工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入して下さい。名称がない場合は氏名又は名称欄に個人の氏名を記入して下さい。住所は住民票記載の住所を記入して下さい。

② 指定申請書

(a) 役員

- 法人のみ記入して下さい。
- 登記事項証明書に掲載されている役員全員を記入して下さい。
- フリガナを必ず振ってください。

(b) 事業の範囲

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するものです。

法人にあっては、定款、登記事項証明書上の「目的」のうち、給水装置工事に関する事業をそのまま記入して下さい。

個人の場合には、ご自身が行っている事業（※）を記入してください。

例)「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事」等

※ 給水装置工事に関する事業である必要があります。

(c) 事業所

当企業団の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。

給水区域内で工事を行う事業所（本店も含む）が複数の場合は、それらの事業所全を記入して下さい。3つ以上ある場合は様式を適宜追加して下さい。

③ 機械器具調書

(a) 水道法施行規則に定められている4種の機械器具が、各1台以上あるようにして下さい。

(b) 機械器具の写真帳と調書の名称・個数が一致するように記入してください。

(c) 器具の種類が複数ある場合は、写真帳と器具が一致していることがわかるように、調書と写真帳に番号を振ってください。

3 指定後に必要な手続きについて

(1) 給水装置工事主任技術者の選任・解任について・・・水道法第25条の4、水道法施行規則第21条

指定を受けた後は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任し、届出をしてください。

その後、新たに選任・解任したときは、変更ごとに必ず届け出てください。選任できない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

なお、届出に遅滞があった場合は、遅滞理由書（任意様式）の添付が必要になります。

① 届出

(a) 新たに指定を受けたとき

指定を受けた日から14日以内に選任し、届出

(b) 給水装置工事主任技術者が欠けたとき

欠けた日から14日以内に選任し、届出

(c) 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき

遅滞なく届出

(d) 事業所を新設又は閉鎖したとき、事業を廃止するとき

② 提出書類

(a) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(水道法施行規則様式第3)

(b) 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任時)

③ 選任に関する注意事項

一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任する事も可能です。複数の事業所で一人の給水装置工事主任技術者を同時に選任することは原則として禁じられています。

給水装置工事主任技術者を選任する際は、1つの事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を同時に他の事業所の選任としないようにしなければなりません。

(2) 指定事項の変更・・・水道法第25条の7、水道法施行規則第34条

① 変更届出事項

次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から三十日以内に当企業団に届け出てください。

なお、届出に遅滞があった場合は、遅滞理由書(任意様式)の添付が必要になります。

す。

(a) 個人及び法人

氏名又は名称（法人で、（有）から（株）への組織変更又は合名・合資会社間の組織変更の場合を含みます。）

(b) 住所（本店）

(c) 事業所の名称又は所在地（事業所の新設や閉鎖を含みます。）

(d) 選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

(e) 電話番号

(f) 役員（代表取締役、監査役含む） ※法人のみ

② 提出書類

別紙 「指定事項変更提出書類一覧表」の該当項目に沿って書類を作成し、提出してください。

(3) 指定の更新・・・水道法第25条の3の2

水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期間は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失います。

① 有効期間について

かずさ水道広域連合企業団における初回更新までの有効期間は下表のとおりとなります。（水道法附則第3条及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第4条）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H31. 4. 1～R1. 9. 30	2024年9月29日まで
R1. 10. 1以降 ※	事業者証の交付日から5年が経過する日の前日まで

※ 例：2019（令和元）年12月23日に指定された場合、有効期限は2024（令和

6) 年 12 月 22 日となります。

当企業団では、有効期間満了が近くなった指定工事事業者に対して、事前に更新手続きのお知らせをしています。

なお、指定の有効期間が満了となる前に、更新手続きを行った場合であっても、更新後の事業者証の交付日は従前に交付された事業者証の交付日と同日となります。

〈参考例〉

事業者証の交付日：令和元年12月23日（有効期限：令和6年12月22日）

↓

更新案内が指定工事事業者に到達した日：令和6年6月1日

↓

更新手続き書類を当企業団に提出した日：令和6年6月8日

↓

更新後の事業者証交付日：令和6年12月23日

② 更新の要件

水道法第25条の2及び第25条の3を準用し、指定の申請・基準と同様の要件となります。（p-3～「2.（2）申請事項及び（3）指定の基準」参照）

③ 更新の手続き

申請に必要な書類を揃え、当企業団2階受付窓口^に直接提出いただくか、郵送で提出してください。書類審査後、納入通知書を送付しますので、取扱金融機関等で納付してください。

(a) 申請手数料

10,000円

(b) 受付時期

有効期間の満了が近い方に、順次、メールにて案内文書を送付（郵送を希望される工事店は郵送）でご案内します。

※ なお、当企業団に提供いただいたメールアドレス変更や事業所住所の変更手続きをしていない等の理由により、更新案内が不達の場合、郵送または連絡用BOXで再度周知は致しますが、有効期間内に申請がなかった場合は、指定が失効となりますので、ご注意ください。

工事事業者におかれましても、申請漏れのないように注意してください。

(c) 事業者証の交付

手数料の納付確認できましたら、ご連絡します。新しい事業者証を受け取る際、これまで使用していた事業者証を返却してください。

万が一、紛失してしまった場合は、理由書（任意）を提出してください。

④ 申請書類

新規指定の時と同様に別紙 「指定申請書添付書類一覧表」に沿って、書類を作成し、提出してください。

⑤ 更新時に変更があった場合

「住所・電話番号・商号・代表者名・役員名等」の変更があった場合は、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条の規定により、事由発生から30日以内に水道事業者に届け出なければならないこととなっています。

指定の変更（p15～）に基づき、変更届出書を提出してください。有効期間満了に伴う更新申請の際に変更事由が明らかになった場合には、更新申請に先立ち変更を行う必要があります。

また、事由発生から30日以内に届出が無かった変更については、別途追加の書類や、

書面により理由書を提出していただく必要があります。

⑥ 指定更新時の確認事項について

事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条）に従い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認するため、次の事項について確認させていただきます。

- 指定給水装置工事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（外部、自社内研修等の受講）
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

（配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合の経験の有無）

※ 上記の各確認事項については、公表の可否の希望を確認させていただいた上で、当企業団のホームページ等に公表します。

別紙「指定給水装置工事業者 指定更新時確認事項届出書」に必要事項を記入のうえ、更新関係書類と一緒に提出してください。

（4）指定の失効

指定の有効期間内に更新の申請がない場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は、指定の失効となります。

再度、指定給水装置工事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、改めて新規指定の申請を行い、指定を受けなければなりません。その際、納めていただく手数料は新規指定と同じ金額になります。

また、指定の有効期間は休止中も含むため（違反行為による業務自粛期間も同様）、休止

及び自粛中により申請を失念し期間を超過した場合も同様の取扱いとなります。なお、指定取消しとは異なり、失効後すぐに申請手続きが可能です。

その場合、新たに指定登録がなされるまでは工事の申請等はできません。

4 廃止・休止・再開

給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、かずさ水道広域連合企業団に必ず届け出てください。

(1) 廃止・休止・・・水道法第25条の7

事業を廃止した場合は（業務を縮小により給水装置工事を行わなくなった場合も含む）廃止の届出をしてください。また、指定の要件を満たせなくなったとき（指定から14日以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等）、事業を一時休止したとき等の場合には、事業の休止の届出をしてください。

廃止の届出をし、再び給水装置工事を行う場合は新たに指定の申請をすることになりますが、休止の場合は再開の届出を提出すれば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行うことができます。

① 提出書類

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(水道法施行規則様式第11)
- 指定給水装置工事事業者事業者証

<廃止扱いになる場合、指定事項変更になる場合>

指定を受けた後、組織を変更した場合や他の会社と合併した場合、廃止届後改めて指定の申請をする場合と、指定事項変更として届け出る場合があります。

② 廃止・休止の届出方法

個人	組織変更	個人→法人		廃止届・指定申請	
	相続	個人が死亡し、相続人等が事業を継続して行いたいとき			
法人	組織変更	法人→個人		廃止届・指定申請	
		有限会社→株式会社			
		持分会社（合名会社・合資会社・合同会社） ←→株式会社			
	合併	持分会社間（合名会社・合資会社・合同会社）		指定事項変更届	
		指定工事店 A と指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併		A は指定事項変更届、B は廃止届
			新会社 C を設立（新設合併）		A・B ともに廃止届、C が指定申請
		A と指定工事店 B が合併	A が指定工事店 B を吸収合併		A は指定申請、B は廃止届
新会社 C 設立（新設合併）	B は廃止届、C が指定申請				

③ 組織変更、合併に伴う廃止・申請の時期

まず、指定申請を行い、指定を受けた後の工事は新会社の名で申請します。元の指定工事店は、新会社が指定を受ける前に受け付けていた工事が全て終了した後で廃止届を提出してください。

新会社と元の会社の指定が 2 重になる期間ができます。

(2) 再開

休止後事業を再開するときは、再開の届出をしてください。

① 提出書類

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

5 事業者証の再交付

(1) 事業者証の再交付

指定給水装置工事事業者証を紛失又は汚損した場合は「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出してください。事業者証を再交付します。

再交付にかかる費用は発生しません。

6 指定の取り消し

指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。

(1) 指定の基準について・・・水道法第25条の11

- ① 給水装置工事主任技術者として選任される者を置いていないとき
- ② 定められた機械・器具を有しないとき
- ③ 指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき
 - (a) 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (c) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (d) 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(e) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(f) 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 給水装置工事主任技術者について・・・第25条の11第2項

- ① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- ② 選任・解任の届出を遅滞なく届け出なかったとき

(3) 変更等の届出について・・・第25条の11第3項

- ① 指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず、又は期限内に届出をしないとき
- ② 変更等について虚偽の届出をしたとき

(4) 事業の運営について・・・第25条の11第4項

- ① 水道法第25条の8、施行規則第36条に定める「給水装置工事の事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき

(5) 検査の立会いについて・・・第25条の11第5項

- ① 水道事業者が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事を施行した給水装置工事事業者に対し、施行した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

(6) 報告又は資料の提出について・・・第25条の11第6項

- ① 水道事業者が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施行した給水装置工事に 関し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

(7) その他・・・第25条の11第7、8項

- ① 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき
- ② 不正の手段により指定を受けたとき

指定を取り消された場合は

指定を取り消された場合は、2年を経過しなければ再び指定を受けることができません。
指定を取り消された場合は、ただちに指定票を返還していただきます。

記載例

様式第1（第18条関係）

（表 面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

かずさ水道広域連合企業団 連合企業長 様

年 月 日

※申請者欄
ゴム印又は手書きで謄本どおり略
さず記入

- ・(株)→株式会社
- ・1-2-3→1丁目2番3号
- ・代表取締役 ○○ ○○

※郵便番号、電話番号を必ず記載
してください。

請 者 氏名又は名称 株式会社 ○○コウギョウ

郵便番号 〒○○○-○○○○

住 所 木更津市新田○丁目○番○号

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

TEL 0438-25-1261

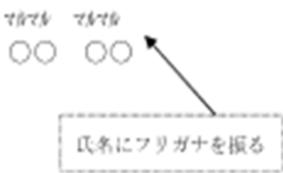
FAX 0438-25-1267

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいの
で、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">氏名にフリガナを振る</div> <p>代表取締役 YAYA TSZS ○○ ○○</p> <p>取 締 役 YAYA TSZS ○○ ○○</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">登記簿謄本上の役員は全員書く</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">登記簿謄本の内容を写す</div>
事 業 の 範 囲	<p>※登記簿謄本、定款に書かれているとおりに転記します。</p> <p>※給水装置の工事業を行っていることを確認できる事項が入っている ことが必要です。</p> <p>例：「管工事業」「給排水管設備工事業」「水道事業」等</p> <p>※事業範囲が書ききれない場合は別紙添付でもかまいません。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

記載例

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事務所の名称	株式会社 ○○工業
上記事業所の所在地	〒○○○-○○○ 木更津市新田○丁目○番○号 TEL 0438-25-1621 FAX 0438-25-1627
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
	免状番号 第1000001

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事務所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表（第18条関係）

記載例

機械器具調書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ（号のこ）	必須		規則で定めている機械器具
	シャーパー			その他の機械器具
	塩ビ管カッター（パイプカッター）			*
	チューブカッター			*
	レンブラソー			*
	エンジンカッター			*
	鋳鉄管切断機			*
管の加工用の機械器具	ヤスリ	必須		規則で定めている機械器具
	パイプネジ切り機	必須		*
	面取り器（リーマー）			その他の機械器具
	ワイヤーブラシ			*
	パイプバンダー			*
	穿孔機			*
	ディスクグラインダー			*
接合用の機械器具	トーチランプ	必須		規則で定めている機械器具
	パイプレンチ	必須		*
	パイプ挿入機			その他の機械器具
	モーターレンチ（イギリス）			*
	モンキーレンチ			*
	スパナ			*
	ラチェットレンチ			*
	ウォーターポンプブライヤー			*
	トルクレンチ			*
	融着機			*
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	必須		規則で定めている機械器具

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

【水道法施行規則抜粋】

第二節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の氏名

二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(第二十一条第三項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

三 事業の範囲

(厚生労働省令で定める機械器具) **機械器具調書は下記を参考のこと**

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四 水圧テストポンプ

注 記載されている機械器具は必ず要するものであり、各必須機械器具に加えてその他の機械器具を調書に記載し、記載順番に写真を添付して下さい。

記載例

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

日付抜きで作成ください

かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 様

年 月 日

住所・会社名・代表者名を
ご記入ください

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出をします。

~~解任~~

会社名をご記入ください

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の番号	選任・解任の年月日
〇〇 〇〇	第100001号	令和 年 月 日

選任する主任技術者の氏名をご記入
ください

主任技術者の免状番号を
ご記入ください

●指定申請書添付書類一覧表

(かずさ水道広域連合企業団)

番号	提出書類名	備 考
1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	記載例を参照し、必要事項を漏れなく記載して下さい。 ※水道法施行規則 第18条関係
2	機械器具圖書(様式第1 別表)	・水道法施行規則別表を参照し、必要事項を漏れなく記載して下さい。 法令で定められている必須の機械器具の点を種別ごとに必ず記入してください。これに加えて、その他使用している器具を記入してください。 ・機械器具の写真帳に撮影されている機械器具・数量を記載してください。 なお、種別ごとに使用する機械器具が複数ある場合は、圖書と写真帳が整合とれるように番号を揃ってください。 ※水道法施行規則 第18条関係(別表)
3	誓約書(様式第2)	水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類です。 ※水道法施行規則 第18条及び34条関係
4	会社の登記簿謄本の原本(個人の場合は住民票)	発行3ヶ月以内のものを提出してください。 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
5	会社の定款(原本証明を要する)	2枚以上の場合ホチキス止めか袋とじをして割り印 最終頁の余白に原本証明 「本書は原本の写しに相違ありません 令和△△年△△月△△日 印〇〇〇〇 印〇〇〇〇 印」 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
6	事業所・資材置き場の位置図	事業所と資材置き場の場所がわかる地図を添付してください。
7	会社の外観・社内の写真	外観、内観を写真撮影し、写真帳として添付してください。 看板や社名プレートの写真も撮影してください。
8	資材置き場の写真	機械器具や資材が保管されている場所を写真撮影し、写真帳として添付してください。
9	機械器具の写真帳	現地確認省路のため、圖書に記載されている機械器具と数量を確認できるように写真撮影し、写真帳として添付してください。 特に法令で定められている必須の機械器具の点は種別ごとに必ず撮影してください。 これに加えて、その他使用している器具を撮影してください。 ※水道法施行規則 第18条関係 別表添付資料
10	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第4)	記載例を参照し、必要事項を漏れなく記載して下さい。 選任日は指定後となりますので日付は空欄のままです。 ※水道法施行規則 第22条
11	主任技術者免状の写し	選任する主任技術者の免状の写しを添付してください。
12	主任技術者証(カードタイプ)の写し	カードを作成していない場合は添付不要です。
13	主任技術者が会社に在籍していることの証明	社会保険証の写しや会社が発行する在籍証明書など、主任技術者が在籍していることがわかる書類を添付してください。 社会保険証に記載されている「記号、番号、保険者番号」は黒塗りして提出してください。 ※水道法施行規則 第21条

●指定事項変更（事業所名称）提出書類一覧表

（かずさ水道は誠実な企業）

番号	提出書類等	備 考
1	給水給電工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	※水道法施行規則 第34条関係 変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。 30日以上経過している場合は、遅延の理由書（任意）を提出してください。
2	会社の登記簿謄本の原本（個人の場合は住民票）	発行3ヶ月以内のものを提出してください。 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
3	会社の定款（原本証明を要する）	2枚以上の場合はホチキス止めか縫い止めで取り印し 最終頁の余白に原本証明 「本書は原本の写しに経過ありません」 令和△△年△△月△△日 欄〇〇〇〇 内〇〇〇〇 印 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
4	指定書原本	新しい指定書を作成するため、ご確認ください。 万が一紛失してしまった場合は、理由書（任意）を添付してください。

●指定事項変更（事業所所在地）提出書類一覧表

1	給水給電工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	※水道法施行規則 第34条関係 変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。 30日以上経過している場合は、遅延の理由書（任意）を提出してください。
2	会社の登記簿謄本の原本（個人の場合は住民票と身分証明書）	発行3ヶ月以内のものを提出してください。 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
3	会社の定款（原本証明を要する）	2枚以上の場合はホチキス止めか縫い止めで取り印し 最終頁の余白に原本証明 「本書は原本の写しに経過ありません」 令和△△年△△月△△日 欄〇〇〇〇 内〇〇〇〇 印 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
4	事業所・資材置き場の位置図	事業所と資材置き場の場所がわかる地図を添付してください。
5	会社の外観・社内の写真	外観、内観を写真撮影し、写真帳として添付してください。 看板や社名フリの写真も撮影してください。
6	資材置き場の写真	機械器具や資材が保管されている場所を写真撮影し、写真帳として添付してください。
7	指定書原本	新しい指定書を作成するため、ご確認ください。 万が一紛失してしまった場合は、理由書（任意）を添付してください。

●指定事項変更（代表者）提出書類一覧表

1	給水給電工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	※水道法施行規則 第34条関係 変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。 30日以上経過している場合は、遅延の理由書（任意）を提出してください。
2	会社の登記簿謄本の原本（個人の場合は住民票）	発行3ヶ月以内のものを提出してください。 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
3	会社の定款（原本証明を要する）	2枚以上の場合はホチキス止めか縫い止めで取り印し 最終頁の余白に原本証明 「本書は原本の写しに経過ありません」 令和△△年△△月△△日 欄〇〇〇〇 内〇〇〇〇 印 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
4	誓約書(様式第2)	水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類です。 ※水道法施行規則 第18条及び34条関係
5	指定書原本	万が一紛失してしまった場合は、理由書（任意）で作成をお願いします

●指定事項変更（役員）提出書類一覧表

1	給水給電工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	※水道法施行規則 第34条関係 変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。 30日以上経過している場合は、遅延の理由書（任意）を提出してください。
2	会社の登記簿謄本の原本（個人の場合は住民票）	発行3ヶ月以内のものを提出してください。 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
3	誓約書(様式第2)	水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類です。 （誓約内容が解任のみの場合は、不要） ※水道法施行規則 第18条及び34条関係

●主任技術者選任・解任提出書類一覧表

1	給水給電工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	必要事項を漏れなく記載して下さい。 ※水道法施行規則 第22条
2	主任技術者免状の写し ※選任の場合	選任する主任技術者の免状の写しを添付してください。
3	主任技術者証（カードタイプ）の写し ※選任の場合	カードを作成していない場合は添付不要です。

●指定廃止・休止提出書類一覧表

1	給水給電工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)	※水道法施行規則 第33条関係 廃止又は休止の日から30日以内に、事業再開したときは、再開日の日から10日以内に、届出書を提出してください。 期間を経過している場合は、遅延の理由書（任意）を提出してください。
2	指定書原本	万が一紛失してしまった場合は、理由書（任意）で作成をお願いします

●指定申請書添付書類一覧表

(かずさ水道広域連合会事務局)

番号	書 類	備 考
1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	記載例を参照し、必要事項を漏れなく記載して下さい。 ※水道法施行規則 第18条関係
2	機械器具調書(様式 別表)	・水道法施行規則を参照し、必要事項を漏れなく記載して下さい。 赤枠で定められている必須の機械器具の量を個別ごとに必ず記入して下さい。これに加えて、その他使用している器具を記入して下さい。 ・機械器具の写真欄に撮影されている機械器具・数量を記載して下さい。 なお、個別ごとに使用する機械器具が複数ある場合は、調書と写真欄が対応するように番号を揃えてください。 ※水道法施行規則 第18条関係(別表)
3	誓約書(様式第2)	水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない書であることを誓約する書類です。 ※水道法施行規則 第18条及び34条関係
4	会社の登記簿謄本の原本(個人の場合は住民票)	発行3ヶ月以内のものを提出してください。 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
5	会社の定款(原本証明を要する)	2枚以上の場合ホチキス止めか線とじをして裏印 最終頁の余白に原本証明 「本書は原本の写しに検査ありません 令和△△年△△月△△日 印〇〇〇〇 印〇〇〇〇 印」 ※水道法施行規則 第18条関係添付資料
6	事業所・資材置き場の位置図	事業所と資材置き場の場所がわかる地図を添付してください。
7	会社の外観・社内の写真	外観、内観を写真撮影し、写真帳として添付してください。 看板や社名プレートの写真も撮影してください。
8	資材置き場の写真	機械器具や資材が保管されている場所を写真撮影し、写真帳として添付してください。
9	機械器具の写真帳	現地確認業務のため、調書に記載されている機械器具と数量を確認できるように写真撮影し、写真帳として添付してください。 特に法令で定められている必須の機械器具の量は個別ごとに必ず撮影してください。 これに加えて、その他使用している器具を撮影してください。 ※水道法施行規則 第18条関係 別表添付資料
10	主任技術者免状の写し	選任する主任技術者の免状の写しを添付してください。
11	主任技術者証(カードタイプ)の写し	カードを作成していない場合は添付不要です。
12	主任技術者が会社に在籍していることの証明	社会保険証の写しや会社が発行する在籍証明書など、主任技術者が在籍していることがわかる書類を添付してください。 ※保険者証に記載されている「記号、番号、保険者番号」は黒塗りして提出してください。 ※水道法施行規則 第21条
13	指定書原本	新しい指定書を発行するため、ご返却ください。 万が一紛失してしまった場合は、理由書(任意)を添付してください。
14	指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項届出書	更新時に確認した情報を活用し、指定給水装置工事事業者の業務内容をはじめとした水道利用者が指定工事事業者を選択する際に有用となるような情報をホームページに掲載します。 可能な限り正確に記載してください。

提出書類チェックシート

各様式について	
各 様 式	<p>↓用意できたらチェックする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 機械器具調書（別表） <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項届出書（別紙）
記 載 内 容	<p>↓記載内容を確認し、チェックする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 様式1号の裏面も記載している <input type="checkbox"/> 申請者の住所・氏名については、登記事項証明や住民票と整合している。事業所の所在地が異なる場合は、様式第1号裏面の事業所の所在地にその事業所の住所を記載している（同じの場合は同じ住所を記載する）。（様式第1、2、3号、別紙） <input type="checkbox"/> 宛先を「かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 渡辺芳邦」としている（様式第1、2、3号） <input type="checkbox"/> 技術者の免状の交付番号に誤りはない（様式第1、3号） <input type="checkbox"/> 別紙確認事項届出書について、各項目の公表の可否に○をつけている。
添付書類について	
添 付 書 類	<p>↓用意できたらチェックする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し <input type="checkbox"/> 法人登記全部事項証明（法人の場合）（原本） <input type="checkbox"/> 定款のコピー（原本と相違ないことを証するもの）（法人の場合） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人の場合）（原本） <input type="checkbox"/> 事業所の案内図（住宅地図等） <input type="checkbox"/> 事業所の外観写真（全体を撮影し、看板がある場合は看板も撮影） <input type="checkbox"/> 事業所の内観写真（事業所の室内の様子がわかるもの） <input type="checkbox"/> 事業所の建物平面図（手書きでも可） <input type="checkbox"/> 各器具の写真（機械器具調書に記載した全ての器具を撮影） <input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート（本書）
添 付 書 類 内 容	<p>↓添付書類の内容を確認し、チェックする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法人登記全部事項証明は原本である（法人の場合）。 <input type="checkbox"/> 定款のコピーについて、原本と相違ないことを証している（法人の場合）。 <input type="checkbox"/> 住民票の写しは原本である（個人の場合）。 <input type="checkbox"/> 事業所の外観の写真、内観の写真をそれぞれ添付している。 <input type="checkbox"/> 機械器具調書に記載した器具が全て撮影されている。